

受動喫煙による健康被害解消を求める意見書

近年のオリンピック開催地では「たばこのないオリンピック」との方針のもと、公共的施設の屋内禁煙義務など罰則付きの受動喫煙防止策などを実施し、方針を達成している。

日本へもオリンピック開催に向けて同様の対策が求められているが、受動喫煙対策が努力義務にとどまる日本は、WHOの報告で、世界の中でも対応が最低レベルに分類されており、日本医学会連合、がん対策推進協議会、日本禁煙学会など多くの団体が問題を指摘している。

世界各国で対策が進む理由は、受動喫煙により健康被害が生じるという因果関係の立証により、屋内での喫煙を禁止する法律が施行され、循環器疾患、呼吸器疾患の入院件数が減ったことが一致して確認されているからである。防ぐことができる受動喫煙で、疾患のリスクを上げている国内の現状は大いに問題がある。

昨年5月には、国立がん研究センターが、日本では、受動喫煙が原因で年間約1万5,000人が亡くなっているという推計を発表し、喫煙による死亡（年間約13万人）と受動喫煙による死亡を合わせた年間約14万5,000人に達している。たばこ税の税収は年約2兆円だが、喫煙による医療費などの経済的損失は5兆から7兆円と試算され、国力、財政の面での損失も考えれば、なおのこと対策が必要である。

事実、本市においても、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険において、支出増に歯どめがかからず、健康増進による改善策が急務となっており、本市の国民健康保険における疾病別医療費統計においても、喫煙の影響がある新生物、循環器系、呼吸器系が約4割にもなっている。

しかし、受動喫煙対策の法的な義務及び財政支援が一部にとどまり、最もリスクが高い喫煙者への禁煙治療助成や受動喫煙対策についての独自事業の実施や強化は難しいとされている。国や東京都による受動喫煙対策の支援、喫煙者の禁煙が進まねば、受動喫煙のリスクをなくすことは困難である。

よって、本市議会は、国会、政府及び東京都に対し、受動喫煙を解消する法制度、健康増進への財政措置を強く要請する。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成29年6月22日

三鷹市議会議長 宍戸治重